

議第22号

三島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

三島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号中「産前の休業を始め、若しくは」を「、産前の休業を始め、又は」に、「失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された」を「失った」に、「若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居」を「又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当」に改め、同号に次のように加える。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る

家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号中「、若しくは」を「、又は」に、「当該育児短時間勤務」を「、当該育児短時間勤務」に、「失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された」を「失った」に、「若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居」を「又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第22条第2項中「を承認されている」を「又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「の時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間は、改正後の第2条の2の規定の適用については、同条中「第1号」とあるのは「第2項」と、「第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

平成29年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士